

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 9 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800044 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800028 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 59 年 4 月 2 日まで

私は、請求期間において A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されたと記憶している。請求期間当時のものと思われる雇用保険被保険者証 (写) を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る表彰状 (写) から、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者は、事業主及び同僚への照会を希望しておらず、陳述を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された雇用保険被保険者証 (写) (昭和 59 年 4 月 14 日付け交付) に記載されている請求者の被保険者番号、氏名、生年月日等を基とした請求者の雇用保険加入記録に係る照会に対して、B 公共職業安定所は、請求期間直後に勤務した事業所に係る加入記録は確認できるものの、A 社を含む他の事業所に係る加入記録については確認できない旨回答している。

さらに、請求期間当時、A 社が加入していた C 健康保険組合は、請求者の請求期間に係る加入記録が分かる資料等については、保存期間の経過により確認することができない旨回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名は確認できず、請求期間における厚生年金保険の整理番号に欠番はない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。